

障害者雇用促進企業登録申請要領
(障害者雇用状況報告書の公共職業安定所への提出が「無」の方)

本要領に従い申請願います。

本申請書及び添付資料で収集した個人情報については、審査にのみ使用します。

【受付時期及び有効期間】

対象	申請受付期間	左記申請受付時の有効期間
更新・新規事業者	6月1日から8月31日まで	10月1日から9月30日まで(1年間)
新規事業者	9月1日から11月30日まで	1月1日から9月30日まで(9か月)
	12月1日から2月末日まで	4月1日から9月30日まで(6か月)
	3月1日から5月31日まで	7月1日から9月30日まで(3か月)

※受付期間の末日が土日祝日の場合はその前開庁日

【電子申請の方法について】

申請は宮城県入札参加登録システム

(<https://miyagi.efftis.jp/portal/index.html>) を使って行います。

操作方法については、ヘルプデスクにお電話ください。(050-3820-9928)

障害者雇用促進企業の更新と同時期に物品役務の入札参加資格の更新が必要な事業者の方

物品役務の入札参加資格更新の更新申請から御申請ください。

申請を進めていくと、障害者雇用促進企業の新規・更新・辞退・なしのボタンが表示されますので、更新を押下し、添付書類を添付するページで、認証書などの添付書類をスキャンして、PDF化したものを添付してください。

誤って更新以外を選択した又は更新を行わず、障害者雇用促進企業の登録が抹消された場合には、当課では責任を負いかねます。

物品役務の入札参加資格の更新の受付期間外で、障害者雇用促進企業の更新が必要な方

変更申請から御申請ください。

ページを進めていくと、障害者雇用促進企業の新規・更新・辞退・なしのボタンが表示されますので、更新を押下し、添付書類を添付するページで、認証書などの添付書類をスキャンしてPDF化したものを添付してください。

誤って更新以外を選択した又は更新を行わず、障害者雇用促進企業の登録が抹消された場合には、当課では責任を負いかねます。

新規申請の方

物品役務の入札参加資格の更新が必要な方は、物品役務の入札参加資格更新の更新申請からご申請ください。

物品役務の入札参加資格の更新の受付期間外の方は、変更申請からご申請ください。

申請を進めていくと、障害者雇用促進企業の新規・更新・辞退・なしのボタンが表示されますので、新規を押下し、添付書類を添付するページで、認証書などの添付書類をスキャンして、PDF 化したものを添付してください。

登録の更新を希望しない方

変更申請から御申請ください。

ページを進めていくと、障害者雇用促進企業の新規・更新・辞退・なしのボタンが表示されますので、辞退を押下し、申請を進めてください。

御申請いただいた場合、障害者雇用促進企業の登録は削除されます。

誤って辞退の申請を行い、障害者雇用促進企業の登録が抹消された場合には、当課では責任を負いかねます。

【基準日】

直近 6 月 1 日の雇用状況を基準として算出すること。

【記入方法】

① 業種

業種を記入する。別表 2（要領 4 ページ目）に該当する業種の場合は表のとおり記載する。

② 資本金額

最新の資本金を記入する。中小企業者の範囲は別表 1（要領 4 ページ目）参照（大企業は申請不可。基準となる従業員数は法人全体の数）。

③ 障害者雇用状況報告書の提出の有無

「無」に丸をする。

④ 常用雇用労働者の数

以下イ、ロの人数を元に「 $\text{イ} + (\text{ロ} \times 0.5)$ 」を算出し記入すること。ただし、県外事業所がある場合は、県内の事業所分の人数のみ記入すること。

なお、イ、ロいずれも 1 年を超えて雇用される見込みがあることまたは 1 年を超えて雇用されている者が対象。

イ 常用雇用労働者（短時間労働者を除く）：1 週間の所定労働時間が 30 時間以上の労働者

ロ 短時間労働者：常用雇用労働者のうち 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の労働者

※1 週間の所定労働時間が 20 時間未満の労働者については、本制度上の常用雇用労働者の範囲には含まれないので注意。

⑤ 除外率

別表 2 の除外率表にある業種の場合、該当する業種の除外率を記入する（非該当の場合は 0）。

⑥ 基礎となる常用雇用労働者数

④常用雇用労働者の数に⑤除外率を乗じて得た数（端数切捨て）を④常用雇用労働者から控除した数を記入すること（除外率 0 の場合は④を記入）。

⑦ 常用雇用障害者の数

表イ～ニの人数を元に「 $(イ \times 2) + ロ + ハ + (ニ \times 0.5)$ 」を算出し記入すること。

ただし、県外事業所がある場合は、県内の事業所分の人数のみ記入すること。

週所定労働時間数	常用雇用労働者	
	30 時間以上	短時間労働者 20 時間以上 30 時間未満
重度身体障害者（※1）	イ	ハ
身体障害者	ロ	ニ
重度知的障害者（※1）	イ	ハ
知的障害者	ロ	ニ
精神障害者	ロ	ハ

※1 重度障害者とは、「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）」第 2 条第 1 項第 3 号または第 5 号で規定する者を指す。

・身体障害者手帳の等級が 1 級又は 2 級とされている方及び 3 等級に該当する障害を 2 以上重複する方

・療育手帳で程度が「A」とされている方、「A」に相当する程度とする判定書をもっている方、障害者職業センターにより「重度知的障害者」と判定された方

⑧ 実雇用率

⑦常用雇用障害者の数を⑥基礎となる常用雇用労働者数で除した数に 100 を乗じた数を記入すること。小数点第 3 位は四捨五入すること。

【添付物】

- ・ 障害者雇用促進企業登録申請書（様式第 1 号）
- ・ 以下のとおり常勤雇用障害者の障害者手帳全ページの写し及び常勤確認資料の写しを提出すること。

対象	必要な添付物（いずれも写しの提出）
⑥基礎となる常用雇用労働者数が 14 人未満の事業者	1 名分の障害者手帳(全ページ)及び 常勤確認資料（※）
⑥基礎となる常用雇用労働者数が 14 人以上 28 人未満の事業者	1 名分（ただし、⑦二の場合は 2 名 分）の障害者手帳(全ページ)及び常 勤確認資料（※）
⑥基礎となる常用雇用労働者数が 28 人以上 40 人未満の事業者	2 名分（ただし、⑦イの場合は 1 名、 ⑦二の場合は 4 名分）の障害者手帳 （全ページ）及び常勤確認資料（※）

※常勤確認資料（下記書類のどちらか最新のものを提出すること。不要な部分は黒塗り可。）

- ・ 健康保険等の標準報酬決定通知書（発行元の印または到達番号（電子のみ）があるもの。個人の健康保険証等では不可）
- ・ 住民税特別徴収税額通知書（市区町村から事業者あて発行されたもの）

障害者手帳等の写しの提出にあたっては、利用目的を明らかにしたうえで、障害者本人の同意を得ること。

【その他】

障害者雇用率の算定方法は毎年変更になる可能性がありますので、更新申請の際は、その都度、最新の申請要領をホームページから御確認ください。

【問合せ先・リンク】

◇ 入札参加登録システムの操作に関すること

宮城県入札参加登録システムヘルプデスク

TEL : 050-3820-9928

Email: shikaku-miyagihelp@efftis.jp

平日 9:00~12:00、13:00~17:30 ※土日、祝日、年末年始を除く

※お問い合わせの前によくあるご質問をご覧ください。

◇ 申請内容に関すること

宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

宮城県 出納局 契約課 管理班（行政庁舎 1 2 階）

TEL 022-211-3335 FAX 022-211-3399

Email: keiyakml@pref.miyagi.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/>

◇宮城県入札・調達ポータルページ

<https://miyagi.efftis.jp/portal/index.html>

別表 1 中小企業者の範囲（中小企業基本法第 2 条）

業種	資本金・出資総額	従業員数
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
製造業, 建設業, 運輸業ほかその他の業種	3 億円以下	300 人以下

別表 2 除外率の表

除外率設定業種	除外率(%)
林業（狩猟業を除く。）	25
金属鉱業	30
石炭・亜炭鉱業	40
建設業	10
鉄鋼業	10
非鉄金属第 1 次製錬・精製業	5
鉄道業	20
道路旅客運送業	45
道路貨物運送業	10
港湾運送業	15
貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	5
郵便業（信書便事業を含む。）	10
幼稚園	50
小学校	45
特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	35
高等教育機関	20
幼保連携型認定こども園	50
医療業	20
児童福祉事業	30
介護老人保健施設	20
介護医療院	20
警備業	15
船員等による船舶運航等の事業	70